

姫路市陸協団体登録について

- 1 登録期間 2027年1月29日まで随時受け付ける。
※年度途中、変更の可能性はある。変更があれば姫路市陸協HPでお知らせします。
- 2 登録条件 団体登録するためには、5名以上の登録選手が必要です。また、競技会に出場する場合は、所属は団体名となります。所属の都道府県は、チーム団体が拠点を有している都道府県となります。個人の居住地・勤務地とは関係ありません。
- 3 登録方法 (1) 新規団体登録時は事前に下記連絡先までご連絡ください。
(2) 日本陸連新登録システムより、直接会員登録申請を行ってください。
(3) 申請後、団体登録用紙（姫路市陸所競技協会 HP より）を作成の上、郵送またはメールで送ってください。
(4) WEB 申請内容と登録用紙の記載事項の確認後、承認しますので入金をしてください。入金と同時に登録完了となります。
※ログイン時、メールアドレスが必要となります。
※年度途中、メンバーを追加する場合、その都度ご連絡ください。
※申請から承認まで、日にちを有します。予めご了承ください。競技会の申込直前の申請は間に合わない場合がございますので、余裕をもって申請を行ってください。
※登録料の支払いが終了すれば、登録手続きが完了となります。
- 4 登録料 個人登録料×人数分 ★今年度団体登録料がなくなりました。

○当該年度末で19歳以上の者
〔内訳 日本陸連 1,000円、兵庫陸協 2,500円〕
〔 姫路市陸協 1,000円、決算手数料 230円 〕
○ 当該年度末で19歳未満の者 4,230円
〔内訳 日本陸連 500円、兵庫陸協 2,500円〕
〔 姫路市陸協 1,000円、決算手数料 230円 〕
※中高生の二重登録の場合は、3,730円
〔内訳から日本陸連登録料を除く〕
- 5 登録番号 ★今年度から、登録番号は各選手の日本陸連 ID の下4桁が登録番号となります。
各団体において Web で確認の上、ご使用ください。

6 連絡先 〒670-0806 姫路市増位新町2丁目4-1
姫路市陸上競技協会 審判委員会 陸協登録担当
花圓 晃洋 (携帯 090-4649-1826)

- 7 その他
- ・各団体で公認審判員資格を有する方は、審判登録用紙を提出の上、本会主催競技会の円滑な運営にご協力ください。
 - ・新システムでの登録については、日本陸連の関連ページを参考に手続きを行ってください。
 - ・会員証は、新システムの会員のマイページで、デジタル会員証が表示されます。必要に応じて、印刷してご利用ください。